



シリーズ

多文化共生を語ろう！

多文化共生の推進が重要視される中、協会の講座等で講師をお願いしている有識者の方々に多文化共生についてご寄稿いただく、シリーズ「多文化共生を語ろう！」。

第2回目は、外国人の在留資格等出入国問題のエキスパート、渡邊弁護士です。

「在留資格のない」外国人に対する偏見

弁護士 渡邊 祐樹

私は、埼玉弁護士会に所属する弁護士ですが、東京入国管理局に勤務した経験があります。

その経験から、外国人の法律相談などを、多く受けてきました。

今回、「多文化共生」を語るにあたり、「在留資格のない」外国人に対する偏見について書くことにします。

「在留資格のない」外国人に対しては、ほとんどの日本人が、「不法に滞在している者」として、「治安の悪化を招いている」という偏見をもっています。

しかし、「治安の悪化を招いている」のは、「在留資格のない」外国人の中でも、ごく一部です。「在留資格のない」外国人の多くこそ、社会的弱者なのです。

例えば、病気になってしまっても病院に行きづらく、犯罪の被害に遭っても警察に頼ることができません。働きたくても働くことができず、働くことができたとしても、日本人では考えられない非常に不当な労働条件となります。このように、権利・自由がきわめて制限された中で生活しているのです。

そんなこと言っても、不法に滞在しているのが悪い、自分で招いたことだと思われるかもしれません。

しかし、外国人が不法滞在となってしまう例として、東南アジアのある国では、日本人のブローカーから「日本に行けばたくさん稼げる」と勧誘され、日本に行く手配を依頼するのですが、ブローカーから出国の当日に空港で渡されるのは偽造旅券です。おかしいと思っても、すでにブローカーに手数料名目で多額の借金をしているので、後に引き返せません。日本に入国すれば、すぐにその旅券を取り上げられます。日本にある大使館に駆け込んで帰国したくても、借金があるので帰国できません。

このように、不法に滞在することになった経緯はさまざまですので、「在留資格のない」外国人ということだけで、その外国人に偏見をもつのは、とても残念なことです。

在留資格の有無にかかわらず、同じ地域で暮らす仲間として、外国人の方々と共生していくことが、人どうしのつながりのある豊かな社会を築くうえで、大切ではないでしょうか。

2012年7月 入管法が変わります 詳しくはこちら↓をご覧ください。

法務省入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/